## 日持ち生産管理切り花の格付の表示の様式及び 表示の方法

制 定 平成30年4月2日農林水産省告示第740号

## 1 適用範囲

この表示の様式及び表示の方法は,生産行程管理者及び外国生産行程管理者が日本農林規格等に関する法律 (昭和25年法律第175号)第10条第2項及び同法第30条第2項の規定に基づき行う日持ち生産管理切り花の 格付の表示の様式及び表示の方法を規定する。

## 2 格付の表示の様式

格付の表示の様式については図1とし、次のa)からe)のとおりとする。

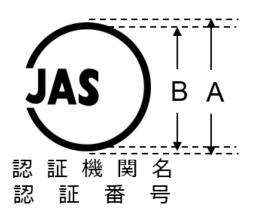


図1-格付の表示の様式

- a) Aは 15 mm 以上とし、Bは A の 9/10 としなければならない。
- **b)** JAS の文字の高さは、A の 3/10 としなければならない。
- c) その他の文字の高さは、Aの1/6以上としなければならない。
- d) 認証機関名については、略称を記載することができる。
- e) 認証番号は関係法令の規定により日持ち生産管理切り花又はその包装,容器若しくは送り状に表示される 事項により,日持ち生産管理切り花の生産行程管理者名及び外国生産行程管理者名が特定できる場合には, 表示しないことができる。

## 3 格付の表示の方法

表示の方法は、日持ち生産管理切り花又はその包装、容器若しくは送り状ごとに見やすい箇所に、付さなければならない。